

2-4 宮古事務所、山田復興事務所開設

都市・環境・エネルギー事業部
東北支社 都市・環境・エネルギー部
今林 周次

1. はじめに

地震発生から約3か月後の平成23年6月初旬に、岩手県沿岸北部に位置する宮古市に宮古事務所、宮古市の南に隣接する山田町に山田復興事務所を開設した。両事務所の開設は、ひとえに国土交通省プロポーザル業務2件の特定に起因する。

本稿では、このプロポーザル特定に至る経緯についてと、両事務所開設時の状況について、記録としての整理を行うものである。

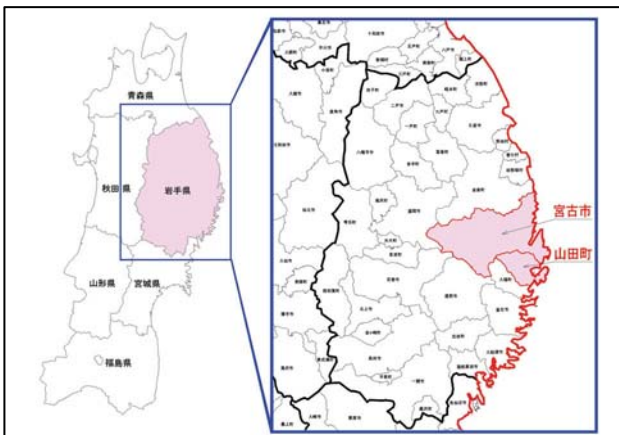


図1 宮古市と山田町の位置

2. 国土交通省都市局プロポーザルの特定

結果的に宮古事務所及び山田復興事務所の開設につながる事となる、地震発生直後の被災地調査、これを活かした県、市への提案活動、国土交通省都市局プロポーザルの特定までの経緯を時系列で整理する。

2.1 事業部による被災地調査の実施と復興都市計画（骨子）案の作成・提案

都市・地域活性化事業部（当時）では、東日本大震災の発生後の約1か月後の4月上旬から数度に分けて、岩手県、宮城県、福島県の浦々の被災地調査を実施した。目的は被災自治体の復興まちづくりの一助となる被災市街地の基礎情報図とそれに基づく復興都市計画試案作成と、その成果の県や市への提案である。

(1) 被災地調査（岩手県沿岸部）の実施：4/5～8

1) 工程

2011年4月5日～8日、レンタカーを利用東北支社を出発し宮城県南三陸町から岩手県宮古市までを縦走

2) 参加（所属は調査当時のもの）

中世古（事業部長）、大塚（東京支社）、田辺（東京支社）、今林（東北支社）、島（東京支社）

(2) 復興都市計画（骨子）案の作成

被災地調査及び既往資料等により、事業部員の分担とディスカッションを経て、「東日本大震災岩手県三陸海岸地域の復興都市計画（骨子）案（以下「復興計画（骨子）案」とする）」をまとめた。

- ・提案の目的
- ・対象地域の被災状況と社会経済特性
- ・岩手県復興都市計画案の骨子
- ・地域別復興都市計画案の骨子
- ・今後の進め方



図2 山田町復興都市計画（骨子）案-情報地図 1-

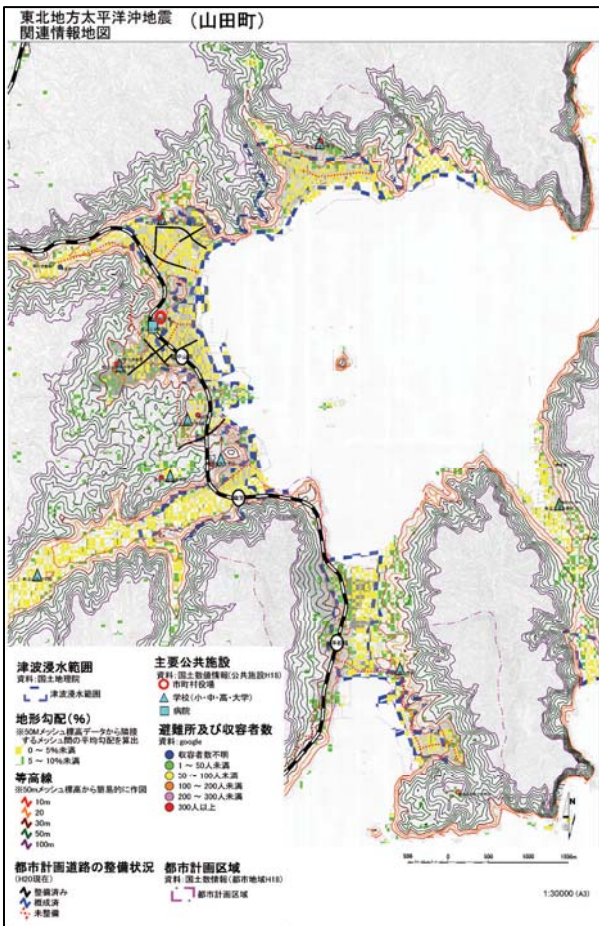


図3 山田町復興都市計画(骨子)案-情報地図2-

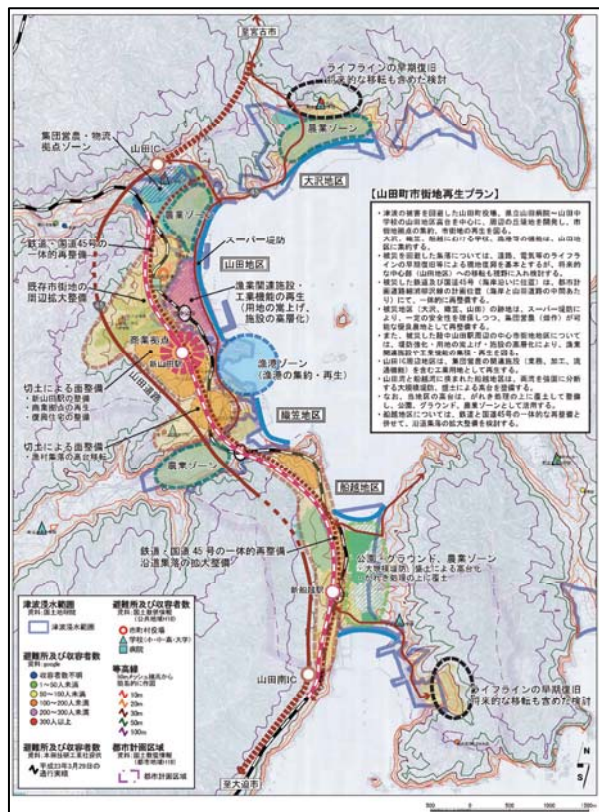


図4 山田町復興都市計画(骨子)案-市街地再生プラン-

(3) 復興都市計画(骨子)案の提案活動: 4/22、23

復興都市計画(骨子)案を以て、それまで継続受注中の顧客であった岩手県都市計画課に対し、4/22に直接訪問で資料の説明と提出を行った。またこの機会に併せ、過去の業務を通じて良好な関係を継続していたUR都市機構職員(当時震災後の自治体支援で岩手県山田町に派遣中)にアポイントを取り、4/23にUR盛岡事務所で面談(多忙との理由で資料手渡しと名刺交換のみ)した。

2.2 岩手県山田町への技術者派遣

(1) 提案活動を受けた技術者派遣要請: 4/23

盛岡での提案活動を終え東北支社(仙台)へ車で帰路途中、数時間前に面談したばかりのUR都市機構職員から直接携帯電話が入った。用件は、山田町への弊社からの技術者の派遣要請であった。後にこのUR都市機構職員に確認して分かった事であるが、丁度この時彼らは山田町への技術者派遣の依頼先を探す都合で盛岡に来ており、我々と面談し渡した復興都市計画(骨子)案を読み自分達の考えている復興の方向性と合致していることから、派遣要請をする気になったそうである。

(2) 事業部職員の派遣: 4/30~5/31

1) 派遣職員

要請を受け、早速事業部で協議、調整が行われた結果、当時関西支社所属で公園緑地や造成の計画設計を得意とする藤田民雄プロジェクトマネージャー(以下「藤田PM」とする)が適者となり、以て山田町への派遣要請に応えることとなった。藤田PMにとっては急な話であったが、身支度や担当業務の整理もそこそこに4/29に大阪を出発4/30に現地入りしていただいた。

2) 役割

派遣先での藤田PMは、UR都市機構職員、国土交通省職員(当時震災後の自治体支援で岩手県山田町に派遣中)とチームを形成し、市街地の殆どが被災かつ職員自身が被災者で運営の厳しい役場の支援、特に造成、まちづくりの技術者としての立場を担った。具体的には、津波浸水範囲の調査及び図面の作成、復興まちづくり(造成、道路)計画の検討、これら検討に関する庁内協議資料の作成等を行った。

復興まちづくり計画の検討では、藤田PMが現地で検討条件の整理や検討の骨格を作成し、これを東京や岡山の技術者等が詳細検討及び作図する等、藤田PMを頂点とした社内バックアップ体制で支援を行った。

3) 派遣生活

藤田 PM の派遣は約 1 ヶ月間続いたが、まだ被災直後で住まいや宿の確保が出来ない状況もあり、UR 都市機構職員及び国土交通省職員と、数日ごとに転々とする宿での相部屋→通勤車両便乗→職場と、ほぼ終日行動を共にする生活であった。

2.3 国土交通省プロポーザルの特定

(1) プロポーザルの概要

東日本大震災を受け、国土交通省都市局は復興に向けた自治体支援の一環として、被災状況や地勢を加味した複数自治体を対象として 1 業務とする「被災現況等の調査分析業務（以下「①調査」とする）」と、各自治体単位で 1 業務とする「市街地復興パターンの検討業務（以下②調査）とする」を、被災した沿岸部全域を対象とした複数業務の公募型プロポーザルを実施した。（4/29～5/19）

(2) 特定業務

被災直後の被災地調査による状況把握や、前述の技術者派遣実績を有していたことから、岩手県山田町に関連する①調査（岩手県宮古市及び山田町を対象とする業務）、②調査（山田町を対象とする業務）について提案書を提出し、特定された。ちなみに①調査、②調査とも、業務実施の要件として“現地作業拠点を確保”があったが、プロポーザル提案書作成時には具体的なあては無かった。

3. 事務所の開設

プロポーザル特定後 5/27、国土交通省本省で開催された合同業務説明会の場で、国土交通省都市局から、この一連の業務が土木、都市計画業界の威信がかかっているとの激を受けたのと同時に、業務スケジュールの観点から早々に（6 月初旬まで）現地作業拠点を確保するよう指示を受けた。

3.1 物件の確保

(1) 宮古事務所

①調査業務は、宮古市と山田町を対象とするもので、各所へのアクセス性から立地に有利な宮古市に確保することを前提として物件探しを行った。自前で探すのは無理があるため、プロポーザル提案書作成を通じて連携した宮古市内の測量会社から不動産屋を紹介いただき、事務所物件（職員 5～6 名、駐車場 3～4 台のスペース）で照会した。

当時は津波による浸水被害で建物の流出や、避難所生活を続ける被災者もいる中で、事務所に限らず賃貸物件は非常に少ない状況であったが、腰

上胸下程度まで浸水した物件ながら幸いにも流出や破損は免れ、既に電気（照明）や水道、下水も使える物件（宮古市磯鶏沖）を紹介いただき、早速契約を行った。実際に物件内の壁には浸水した痕跡（浸水時の水位ライン）が生々しく、屋外は事務所前の道路側溝に津波による堆積物が少なからず残っており異臭のする環境であった。

宮古事務所は①調査業務の作業拠点として、6/4 から稼働を開始した。

(2) 山田事務所

②調査業務は、それまで藤田 PM を中心に行ってきた技術者派遣及び役場支援の延長で始まったこともあり、町役場との協議の上、作業拠点はそれまで技術者派遣及び役場支援で使用していた町役場に隣接する中央コミュニティーセンター 2 階の一室を流用して借用することで運用開始となった。

一方でこれに変わる物件探しを盛岡支店佐藤支店長（当時）中心で行ったが、地元不動産屋や町の有力者等に聞いても既往で事務所として利用できる物件は無く、土地を借りて自前で建設するしかない状況であった。結果的には、再び町役場に事情を説明し、物件が見つかるまでの間は町の公共施設の借用という形で、上記公共施設の一室を使用することとなった。

3.2 事務所の設備、備品などの整備

(1) 電話、インターネットの開設

宮古事務所、山田復興事務所とも、業務を行う上では既回路線仕様（速度、容量）が十分でなく、NTT の電話及びインターネット回線の新規開設が必要であったが、当時は、当然我々以外にも工事を待っている被災者が多く居る状況下であった。しかし NTT 側から“被災地支援”という名目で優先的に対応をいただき、非常にありがたかった。と同時に、被災地での職務に身の引き締まる思いを持ったことが思い出される。

(2) 机、椅子、パソコン

机は、事業所のスペースと作業内容を加味し、通常社内で使用している片袖もしくは両袖の引き出しは非効率なこと、また状況に応じてレイアウトを変えやすいことから、折り畳み式の打合せテーブル（450×1800）で賄うこととした。準備は、東北支社備品に限りがあり、かつ、常駐地付近の店舗では品数が無く揃えられないためインターネットショップで多くを購入したが、山田復興事務所では公共施設の備品として配備されている折り畳み式の打合せテーブルを一部借用させていただ

いた。

パソコンは、常駐者各自がそれぞれ使用していたものを宮古事務所に送り使用した。

(3) コピー機、プロッター、TV 会議システム

コピー機（複合機）及びプロッターは、東北支社及び情報システム室の計らいにより、宮古事務所、山田復興事務所とも早期に調達・設置された。また TV 会議システムも、業務を行う上で頻繁に全社的な社内協議・調整が生じることから、早期に接続がなされた。端末設置及び開設にあたっては、情報システム室中田氏（当時）に、端末設置・調整のみならず、配置・配線まで現地で対応直接をいただき、非常に助かった。

(4) 冷暖房機器

夏は比較的涼しい岩手県沿岸北部とは言うものの、宮古事務所の物件は東側全面ガラス張りの日当たりもよく、事業所には適さないレベルで室温が上昇する日も多かったため、扇風機に加え冬の暖房器活用の意味合いも含めてエアコンを設置した。逆に長く厳しい冬は複数の灯油ストーブとエアコンで凌いだ。

山田復興事務所は、公共施設には暖房機器が設置されておりこれを活用させていただいていたが、夏は複数台の扇風機、長い冬は灯油ストーブを調達した。

(5) 掃除、ゴミ

当然自分たちで掃除するしかないが、朝の集団出勤直後に済ませる習慣とした。ゴミの処分は、宮古事務所では周辺のごみと同一扱いで、山田復興事務所では、町役場の事業系ごみ処理ルールに従った。但し、粗大ごみや個人情報などは直接処分場に持参し処分している。

(6) セキュリティー

宮古事務所では、業務の性質上、秘匿の必要な情報を多々扱っているため、24時間監視の民間のセキュリティー会社との契約を行い、事務所内監視と事務所への出入り管理（セキュリティーカード）を行った。

山田復興事務所では、借用している部屋のある建物（中央コミュニティーセンター）に24時間セキュリティーがあるため、役場及び施設管理職員と同様でこのセキュリティーに準拠した。

(7) 現地アルバイトの雇用

宮古事務所、山田復興事務所それぞれで、業務消化を円滑に進めるうえで現地アルバイトを雇用した。

宮古事務所では、田老地区出身でご自宅は高台にあり直接的な被害を免れたもののご実家が津波

で流されご親族が仮設住宅で生活を余儀なくされている方、山田復興事務所では、ご自宅の被害は免れたものの家業が漁師で被災後しばらくは従事できない状況にある方と、それぞれに震災の影響を少なからず受けている方々を雇用させていただいた。

雇用にあたっては、①調査で業務を委託していた宮古市内の測量会社及び山田町役場担当職員を通じた人探しと紹介をいただき、非常に感謝している。

3.3 常駐生活

(1) 住まい

特に山田町は、津波による被害が甚大で、そもそもホテルや賃貸物件が無い状態であること、また宮古事務所勤務も含めた常駐職員の一体性と生活管理の面から、常駐職員全員で宮古市内での住まい確保を前提とした。

但し、事務所が稼働を始め常駐生活を始めてから8月初旬までのほぼ2カ月は賃貸物件が借りられず、ホテル（当然大部屋）をその度に確保しながら転々とした。ホテルの予約にあたっては、盛岡支店の松井課長に多大な尽力をいただいた。

賃貸物件（5LDKの一軒家、2LDKのマンション一室）が確保できてからは、駐在職員皆で共同生活となったが、それまでのホテル大部屋に対して、“ひとり一部屋”が確保され、多少のプライバシーが確保された。が、当然ながらトイレ、風呂、洗面所、炊事場は共用のため、特に行動を共にするリース車での集団通勤時前後は、利用の集中による不自由はあった。

(2) 食事

業務で残業を要するも、特に常駐開始間もないホテルに宿泊していた期間は、遅くまで営業する飲食店や店舗、スーパー等が非常に少なく、スーパーで夜の食事まで購入しておくことや、一旦決められた時間内にホテルに帰り夕食をとり、再び職場に戻った事も多々である。

(3) 緊急時の対応等

事務所開設からしばらくの間は相当規模の余震が頻発する状況で、いつ何時来るか分からないため、宮古事務所、山田復興事務所共に警報や注意報発令時の安全確保と連絡には明確なルールを決めて神経をとがらせた。

宮古事務所は、津波の予想規模によっては避難（撤収）判断の必要な立地であり、本当に作業を止めて撤収する決断をしかけたことが1度あった。

山田復興事務所は、場所が相当規模の津波でも

浸水の可能性の低い場所にあるため事務所内在時
時はよいが、朝夕の通勤時に1時間弱通行する
国道45号は浸水の恐れのある海岸沿いを多く通
るため、状況に応じて通勤や帰宅の自粛と待機を
求めたことが多々あった。

最も気を遣うのは、警報や注意報が発令された
場合の会社への連絡である。基本的には常駐職員
全員の安否確認を済ませた集約報告を支社長、事
業部長へのルールであるが、その途中に安否を気
遣う連絡が現地職員の携帯電話に多数入る。本来
行うべき連絡が遅れるばかりでなく、当事者の端
末機器の電源が減る等、実際の緊急時には洒落に
ならないことも予想される。

(4) その他

宮古市の中心市街地である宮古駅周辺の繁華街
は、腰高程度まで浸水はしたものの、幸い流出し
た建物が限られていたこともあり、常駐を開始し
た頃から居酒屋や焼肉屋などがポツリポツリと営
業をしており、生活が進むにつれてその数も増え
ていった。

業務の区切りや他支社等からの応援職員との懇
親等では、宮古市内の飲食店で食事することが
多かったが、店内には得てして地元自治体職員、
復興関連の行政・団体職員、関連会社、同業他社
等と鉢合わせすることが多く、宴席で聞こえてく
る話の内容で“壁に耳あり障子に目あり”の状態
になる。翻って、人名や業務内容について固有名
詞を出すことへの油断は禁物であった。

4. 終わりに

思い返せば、宮古事務所と山田復興事務所の開
設につながった山田町への派遣要請→プロポーザ
ル特定に至る要因として、①業務を通じた担当者
との良好な関係、②被災後の調査から復興都市計
画（骨子）案作成、提案に至る事業部組織を挙げ
た自主的行動、③派遣要請を受けた後の迅速で適
切な判断と対応といった、必然的な要素が多分に
あったと理解している。

また、両事務所の開設から業務を通じた運営に
あたった経験を通じ、会社の組織的なバックアッ
プは言うまでもなく、地元の方々との良好な関係
が必須であると感じている。復興事業がひと段落
してくると、両事務所がこのまま未来永劫稼働を
続けるとは言えない。もし仮に事務所を閉鎖する
時が来たら、地元の方々と「ありがとう」と言葉
を交わし合えるようでありたい。

